

## 埼玉県報

第 2906 号 平成 29 年(2017 年) 6 月 6 日 火曜日

## 目次

## 規則

○ 埼玉県公安委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則(子ども女性安全対策課)

## 告示

- O 埼玉県自治体情報セキュリティクラウド運用・保守業務委託に関する契約の相手方等の 公示(情報システム課)
- O (仮称)圏央鶴ヶ島インターチェンジ東側地区土地区画整理事業環境影響評価調査計画 書の縦覧(環境政策課)
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定(水環境課)
- 土壌汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定の解除(水環境課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 埼玉県彩の国ビジュアルプラザ使用料徴収事務委託に関する公示(商業・サービス産業 支援課)
- 埼玉県彩の国ビジュアルプラザの運営に関する契約の相手方等の公示(商業・サービス 産業支援課)
- O さいたま新産業拠点(SKIPシティ)A2街区専有部維持管理業務に関する契約の相 手方等の公示(商業・サービス産業支援課)
- O さいたま新産業拠点(SKIPシティ)A2街区共用部維持管理業務に関する契約の相 手方等の公示(商業・サービス産業支援課)
- 矢来用水堰土地改良区の役員就退任届 (東松山農林振興センター)
- 保安林の指定の解除予定(森づくり課)
- 矢来用水堰土地改良区の土地改良事業(維持管理事業)計画及び定款の変更の認可(農村整備課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 県営住宅等の家賃等の収納事務委託及び行政財産使用料徴収事務委託に関する告示(住 宅課)
- O 埼玉県立春日部高等学校ほか 32 校で使用する電気に関する落札者等の公示(教委・財務課)
- 埼玉県立川越高等学校ほか 35 校で使用する電気に関する落札者等の公示(教委・財務課)

	平成 29 年(2017 年) 6 月 6 日
0	埼玉県立浦和高等学校ほか34校で使用する電気に関する落札者等の公示(教委・財務課)
0	埼玉県立熊谷高等学校ほか 32 校で使用する電気に関する落札者等の公示(教委・財務課)
0	埼玉県立特別支援学校塙保己一学園ほか33校で使用する電気に関する落札者等の公示 (教委・財務課)
0	埼玉県立総合教育センターほか 12 施設で使用する電気に関する落札者等の公示(教 委・財務課)
0	一般国道 125 号の供用の開始(熊谷県土整備事務所)
0	埼玉県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正
	する告示(内水面漁場管理委員会)
1	

## 規 則

埼玉県公安委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年6月6日

埼玉県公安委員会委員長 木 村 健 司

## 埼玉県公安委員会規則第7号

埼玉県公安委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則 埼玉県公安委員会の権限に属する事務の委任に関する規則(平成4年埼玉県公安委員会規則 第5号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 3 公安委員会は、ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。)第17条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務を本部長に委任する。
- (1) ストーカー規制法第5条第1項の規定による命令
- (2) 前号に掲げる命令をしようとする場合の聴聞
- (3) ストーカー規制法第5条第3項の規定による命令
- (4) 前号に掲げる命令に係るストーカー規制法第5条第3項に規定する意見の聴取
- (5) 第1号及び第3号に掲げる命令に係るストーカー規制法第5条第6項又は第7項の規定 による通知
- (6) ストーカー規制法第5条第9項の規定による延長の処分
- (7) 前号に掲げる延長の処分をしようとする場合の聴聞
- (8) 第6号に掲げる延長の処分に係るストーカー規制法第5条第10項において読み替えて準 用する同条第6項又は第7項の規定による通知
- (9) ストーカー規制法第13条第2項の規定による報告徴収等 第3条に次の1項を加える。
- 3 公安委員会は、ストーカー規制法第17条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務を警察署 長に委任する。
- (1) ストーカー規制法第5条第3項の規定による命令
- (2) 前号に掲げる命令に係るストーカー規制法第5条第6項又は第7項の規定による通知

(3) ストーカー規制法第13条第2項の規定による報告徴収等(第1号に掲げる命令をするために必要があると認めるときに行うものに限る。)

附則

この規則は、平成29年6月14日から施行する。

## 埼玉県告示第六百七十八号

相手方を決定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の

平成二十九年六月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量 埼玉県自治体情報セキュリティクラウド運用・保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県企画財政部情報システム課システム基盤・セキュリティ担当 埼玉県さ いたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成29年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 ネットワンシステムズ株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号JPタ ワー
- 5 契約金額114,863,702円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約とした理由地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

## 埼玉県告示第六百七十九号

った。 に より、 チェンジ東側地区土地区画整理事業に 埼玉県環境影響評価条例(平成六年埼玉 埼玉県から鶴ヶ島市の区域内にお 0 11 11 県条例第六十一号) て行 て環境影響評価調査 われる (仮称) 第四条第三項 圏央鶴 計 画 書  $\mathcal{O}$ ケ 提 島 の規定 出 1 があ ンタ

Ţ 期間は、 なお、 関 係地 次のとおり 域が 所在する市 である。 町 村 並 び に 環 境影響評価 調 査 計 画 書  $\mathcal{O}$ 縦覧  $\mathcal{O}$ 所 及

平成二十九年六月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 関係地域が所在する市町村

鶴ヶ島市、川越市、狭山市、坂戸市、日高市

一 環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間

イ 場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県西部環境管理事務所

埼玉県東松山環境管理事務所

鶴ヶ島市都市整備部都市計画課

川越市環境部環境政策課

※山市環境経済部環境課<br/>

坂戸市環境産業部環境政策課

日高市市民生活部環境課

口 期間

成二十九年六月六日(火) から平成二十九年七月 六日 (木) まで (ただし、

日曜日、土曜日を除く。)

## 埼玉県告示第六百八十号

をしなければならない 定有害物質によって汚染されてお 指定する。 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 区域(以下 ŋ 「形質変更時要届出区域」 土地の形質 第十一条第一 の変更をしようとするときの届出 とい 項の規定により、 . う。  $\overline{\phantom{a}}$ を次のとお

平成二十九年六月 六 日

埼玉県知 事 上 田 清 司

形質変更時 要届出区 域

別 図 · のとお ŋ (埼玉県1 入間 市向陽台二丁 目一 番 兀  $\mathcal{O}$ \_ 部

 $\mathcal{O}$ 土壤汚染対策法施行 規則 伞 成 十四年環境省 令第二十九号) 第三十 一条第一 項

基準に適合 してい な い特定有害物質の 種 類

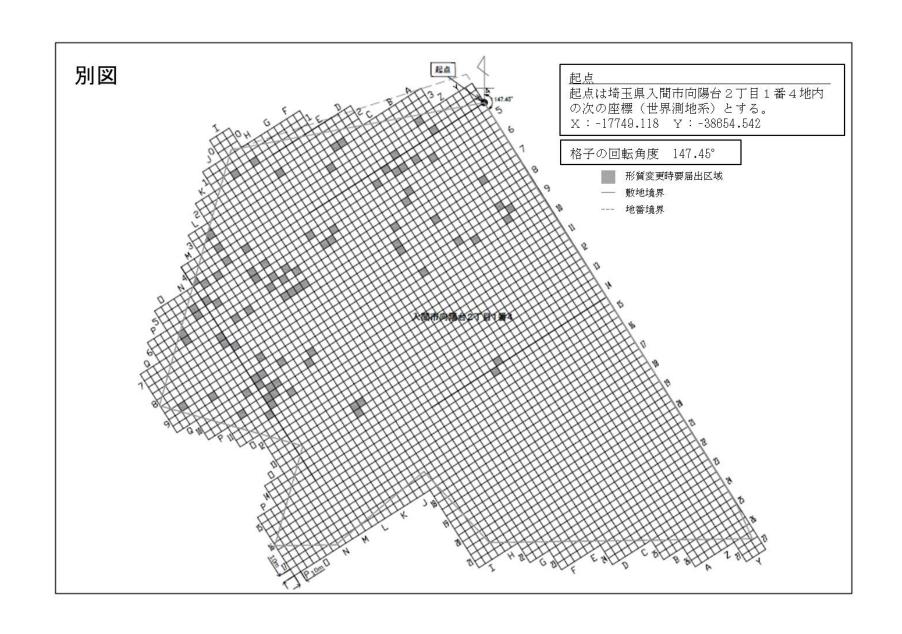
鉛及びその化合物

土壤汚染対策法施行 規則第三十一条第二項の基準に 適合して 11 ない 特定有害物

鉛及びその 化合物

質

の種類



## 埼玉県告示第六百八十一号

除する。 二十五年埼玉県告示第七百五十一号により指定した区域の指定を次のとおり一 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第四項の規定により、 部 解 平 成

平成二十九年六月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 要措置区域としての指定を解除する区域

別図の とお ŋ (埼玉県蕨市錦町六丁目二千二百六十三番の一

部

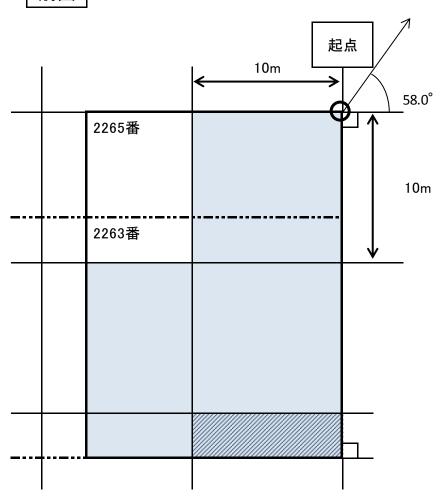
 $\mathcal{O}$ 基準に適合 土壤汚染対策法施行規則 してい なかった特定有害物質の種類 棄 成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項

テトラクロロエチレン

三 講じられた指示措置等

土壌汚染状況調査の追完

## 別図



## 【起点】

起点は、北緯35°49′東経139°40′の地点とする。

## 【格子の回転角度(58.0°)】

起点を通り東西方向および南北方向に引いた線並びに、これらと 平行して10m間隔で引いた線より構成される区画線を、起点を支 点に右方向に回転させた角度を示す。

••━••=::地番境

:調査対象地

: 要措置区域

: 要措置区域としての指定を解除する区域

## 埼玉県告示第六百八十二号

公告 出  $\mathcal{O}$ 大規模小売店舗立地法 į 概要等について、 及び当該届出等を次の 同条第三項に (平成十年法律第九 とお り縦覧 お 11 て準 に 供する。 用する同 +\_ 号)第六条第二項 法第 五条第三項 0 規定に  $\mathcal{O}$ 規定に . よる届 ょ n

平成二十九年六月六 日

埼玉 県 知 事 上 田 清 司

## 届 出の 概要等

イ 大規模小売店舗  $\mathcal{O}$ 名称及び 所在 地

S P 共同ビル

埼玉 県所沢市 緑 町 丁 目二

## 口 変更の 概要

駐車 一場の位 置及 び 収 容台

(変更前) 位 置 図面省略 収容台数 二八 九

台

(変更後) 位 置 図 面省 略 収容台数 二八 九 台

来客が駐車場を利 用することが できる 時 間帯

(変更前) 建物 内 地下駐車 場 午前九 時 四十五 分 カュ ら午後九時十 五 分

タ 1 A ズ新所沢第2駐車 場 午前零時 カュ ら翌午前零時

タ 1 ム ズ新所沢 松葉町第2 駐 車場 午前 零時 カュ ら翌午前零時

変更後) 建物 内地下 駐車 場 午 前 九時 兀 +Ŧī. 分か ら午後 九時十五

1 A ズ 、新所沢 駅 前 午前 零 時 カュ 5 翌午 前 零時

タ 1  $\Delta$ ズ 新 所沢 第 7 午前 零時 カュ 5 翌午 -前零時

駐車 場  $\mathcal{O}$ 自 動 車  $\mathcal{O}$ 出 入  $\Box$  $\mathcal{O}$ 数及び位 置

(変更前) 出 入  $\Box$  $\mathcal{O}$ 数 +六 か所 位 置 図 面 省

(変更後) 出 入 П  $\mathcal{O}$ 数 +六 か 所 位 置 义 面 省

ハ 変更年月日

平成三十年 月二十三日

= 届出 年月

平成二十 九年五月二十二日

## 縦覧期間 成二十 九

年六

月

六

日

カュ

5

平

-成二十

九

年

月

六

日

ま

 $\overline{\phantom{a}}$ 

三

場所

玉 県産 業労働部 商 業 サ ビ ス 産業支援課

埼玉 県 西 部地域振 興 セ ン タ

対し、 の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺 意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年六月六日から平成二十九年十月六日まで

口 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 埼玉県告示第六百八十三号

同表の下欄に掲げる期間委託した。 り、次の表の上欄に掲げる施設等の使用料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定によ

平成二十九年六月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

属	及	37	埼	
設備	び 同	ジュアルプラザ	玉県	施 設
	施設	ルプ	彩の国	の 名
	の 附	ラザ	国 ビ	称
	テー	十三号	埼 玉	受託
	テーション		県	者
		株式	口市	の 住 所
	代表取	会社ご	上 青	名名
	総締役	アジタ	木三	称及び
	社長	式会社デジタルスキップス	川口市上青木三丁目十二番六	代
	松	キッ	十二二	表者氏
	岡 進			名
で	年三	日	平 成	委
	月三	か ら 平	成二十二	託
	三月三十一日	半成三	九年四	期
	日 ま	<u>二</u> 十	月	間

## 埼玉県告示第六百八十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の

相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量 埼玉県彩の国ビジュアルプラザの運営業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課映像コンテンツ担当 埼玉県さい たま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成29年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 株式会社デジタルスキップステーション 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号
- 5 契約金額 520, 257, 600 円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約とした理由地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当

## 埼玉県告示第六百八十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の

相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

さいたま新産業拠点 (SKIPシティ) A2街区専有部維持管理業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課映像コンテンツ担当 埼玉県さい たま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日 平成29年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社デジタルスキップステーション 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号

5 契約金額

74,520,000 円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第

1項第1号に該当

## 埼玉県告示第六百八十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の

相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

さいたま新産業拠点 (SKIPシティ) A2街区共用部維持管理業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課映像コンテンツ担当 埼玉県さい たま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成 29 年 4 月 1 日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社デジタルスキップステーション 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号

5 契約金額

116,640,000 円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第

1項第1号に該当

## 示

## 埼玉県告示第六百八 八十七号

及 矢 び住所について、 来用水堰土地改良区 土地改良法 (昭和二十四年法 次 の カュ とおり ?ら当該 律第百 届 役員に就任した者及び 出 が あ 九十五号) 0 た。 第十 当該役員を退任 八条第十六 項 0 規定に L た者  $\mathcal{O}$ ょ 氏名 り、

平成二十九年六月六 日

埼玉 県 知 事 上 田 司

就任

同 同 職名 同 同 同 同 同 事 事 柴生 澤 中 都 小 飯 関 大 氏 杉 加 田 築 春 政 明 正 夫 実 雄 実 夫 埼 住 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 玉 所 東松 比企 東 同 同 同 同 同 同 同 同 同 松 郡 Ш Щ 川島 市大字下 市大字今泉百十四番地 同 同 同 同 同 同 同 町 大字長楽二百七十三番 下 上 下野本九百五十二番地 上押垂百七十一番地一 下 今泉二百九十三番地 野 野本千三十五番 野本千七百十二 野本千六百 押垂二百五十五番地 本九 本七百七 本九百三十 百 十五番 九十二番 地 批 地 地 四十六 地 地

退任

同 同 理 事 名 青 春 杉 氏 浦 木 喜 武 造行夫一茂一光 埼 住 同 同 玉 県東 所 松 Щ 市 大 同 百 (字上押垂百二十 押垂二百七 野本千三十 十九番地 七番 匹 番 地三 地

同 司 吉 加 原 道 利 同 同 同 同 同 同 同 同 野本七百七 野本七百九 十六番 +Ŧī. 地 地二

同 同 馬 飯 德 利 同 同 同 同 同 上野本千七百三十 今泉六百七十二番 -七番地 地

同

中

英

雄

同

同

同

野

本七百三番

地

丸 大 同 東 比 松 企 郡 Щ 市 Ш 大字下野 島 町 大字長楽二百 本九百二十二番 七十 四番 地 地

同

同

今泉百五十二番地

同

## 埼玉県告示第六百八十八号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法 (昭和二十六年法律

第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十九年六月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

解除に係る保安林の所在場所

埼玉県入間郡毛呂山町大字旭台一〇九の二

一 保安林として指定された目的

群地の防風

三 解除の理由

指定理由の消滅

## 埼玉県告示第六百八十九号

を平成二十九年六月二日認可した。 の土地改良事業(維持管理事業)計画の変更及び当該計画 る同法第十条第一項の規定及び同法第三十条第二項の規定により、 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第九項において準用す の変更に伴う定款の変更 次 の土地改良区

平成二十九年六月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

矢来用水堰土地改良区

事務所の所在地

東松山市

## 埼玉県告示第六百九十号

三月十七日終了した旨測量計画機関である和光市から通知を受けたので、測量法(昭平成二十八年埼玉県告示第千五百六十九号で公示した公共測量は、平成二十九年 規定により公示する。 和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の

平成二十九年六月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 埼玉県告示第六百九十一号

り、 期間委託した。 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定によ 次の表の上欄に掲げる事務を、 同表の中欄に掲げる者に、 同表の下欄に掲げる

平成二十九年六月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

委託事務	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
	j	
県営住宅及びこさい	さいたま市浦和区仲町三丁目十二番十号	平成二十九年四
れに併設されて	埼玉県住宅供給公社	月一日から平成
いる店舗並びに	理事長 前田一彦	三十年三月三十
埼玉県特別県営		一日まで
住宅及び埼玉県		
特定公共賃貸住		
宅の家賃等の収		
納事務		
県営住宅、 特別	同右	同右
県営住宅及び埼		
玉県特定公共賃		
貸住宅の行政財		
産使用料の徴収		
事務		

## 埼玉県告示第六百九十二号

定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

平成二十九年六月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県立春日部高等学校ほか32校で使用する電気 予定使用電力量11,499,500キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 埼玉県さいたま市浦 和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日平成29年3月27日

4 落札者の氏名及び住所 東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

5 落札金額 239,695,595円

6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 入札の公告を行った日平成29年2月3日

## 埼玉県告示第六百九十三号

定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

平成二十九年六月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県立川越高等学校ほか35校で使用する電気 予定使用電力量12,906,500キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 埼玉県さいたま市浦 和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日平成29年3月27日

4 落札者の氏名及び住所 東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

5 落札金額 257,872,253円

6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 入札の公告を行った日平成29年2月3日

## 埼玉県告示第六百九十四号

定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

平成二十九年六月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県立浦和高等学校ほか34校で使用する電気 予定使用電力量12,155,100キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 埼玉県さいたま市浦 和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日平成29年3月27日

4 落札者の氏名及び住所 東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

5 落札金額 246,141,239円

6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 入札の公告を行った日平成29年2月3日

## 埼玉県告示第六百九十五号

定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

平成二十九年六月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県立熊谷高等学校ほか32校で使用する電気 予定使用電力量11,489,400キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 埼玉県さいたま市浦 和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日平成29年3月27日

4 落札者の氏名及び住所 東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

5 落札金額 238,864,583円

6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 入札の公告を行った日平成29年2月3日

## 埼玉県告示第六百九十六号

定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

平成二十九年六月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県立特別支援学校塙保己一学園ほか33校で使用する電気 予定使用電力量8,135,400キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 埼玉県さいたま市浦 和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日平成29年3月27日

4 落札者の氏名及び住所 株式会社エネット 東京都港区芝公園2丁目6番3号

5 落札金額 183,702,137円

6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 入札の公告を行った日平成29年2月3日

## 埼玉県告示第六百九十七号

定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

平成二十九年六月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県立総合教育センターほか12施設で使用する電気 予定使用電力量4,447,400キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 埼玉県さいたま市浦 和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日平成29年3月27日

4 落札者の氏名及び住所 出光グリーンパワー株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目1番1号

5 落札金額 84,861,599円

6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 入札の公告を行った日平成29年2月3日

# 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十四号告 宗

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

うに道路の供用を開始する。

課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 平成二十九年六月六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

平成二十九年六月六日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 Щ 田 隆 弘

	百二十五号		路線名
る。)	同市佐谷田字飯塚一四二九番地先まで一から	熊谷市佐谷田字飯塚一四二四番二地先	供用開始の区間
	平成二十九年六月六日	, <u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	供用開始の期日
	延長一四六・七〇メートル第六号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。	平成二十七年十月二日付け埼玉県熊谷県土整備事務所長告示	備考

# 埼玉県内水面漁場管理委員会告示第二号

改 正 埼玉県内 する告示を 水 面 次 漁場管理委員会の保有する個  $\mathcal{O}$ ように定める 人情 報  $\mathcal{O}$ 保 護 等 に 関 す る規 程  $\mathcal{O}$ 部 を

平成二十九年六月六日

埼玉県内水面漁場管理委員会会長 岡 本 信 明

部 埼 を改 玉 Ē 内 する 水 面 告 漁 場 管 理委員会の 保有す る 個 人 情報の 保護等に 関 する 規 程  $\mathcal{O}$ 

玉 県内水 水面漁場 面 管理委員会告 漁場管理委員 示第 会  $\mathcal{O}$ 一 号) 保 有 す  $\mathcal{O}$ る 個 \_ 部 人 を次 情 報  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ よう 保護 等 に 改 に 正す 関 す る る 規 程 平 成

条中 「第 五 条 カュ ら第七 条まで」 を 「第六 条 カュ 5 第 八 条まで」 に 改  $\Diamond$ 

第一九条を削る。

第十八条中 「第九 条」 を 「第十条」 に 改  $\otimes$ 同条を第 + 九 条とす

第十七 条第一項第 一号中 「第九条第 一項第 号イ」を 「第十 条第一項第 <del>\_</del> 号

に 改め、 同条を第十 -八条と し、第十六条を第十 七条とす る。

条とし、 八条第一項」を「第九条第 第十五 第十三条を第十四条とし、 条第二項中 「第十条第二項第一号」を「第十一条第二項 一項」に改め、 第十二条を第十三条とする。 同条を第十六条とし、 第十 第 \_ 四条を第十五 号 に、

条とする 第十 条中 「によ り、  $\sqsubseteq$ の 下 に 「同条第一項に規定する」を加 え、 同 条を第十二

する 第十条第二 項 中 第 八 条第 <del>---</del> 項 \_ を 第 九 条 第 <del>---</del> 項 \_ に 改 め、 同 条 を 第 +条 لح

とする。 第 口 四条第十五 \_ 中 項」に、 九 「 第 条第一 +号 項 条 \_ を 「 第 第十 第 第 \_ 項 号 七条第一項第一号」を「第 四条第 第 1 号 中 別 \_ 項 第 を 記 「第十八 様 九号」 式第九 に、 号 条第 \_ を「 +「第百三十四条」 項 八条第一項第一 第 別 号 記 様 式 第二十 に 改 号」 め、 を「 九号」 に改 同 第百三十 条を め、 に 第 · 四 条 同号 +条

六条第  $\Diamond$ 八条第二項 同条を第九条とす を 「第十 中 第十条第 七条第 項 第 号」 に、 一号」 を 第 +第十 四条各号」 \_ 条第一 を 項 第 第十 \_\_ 号 五条各号 に に 改

を 第 「第二条第六項第二号」 二条第 九 項第 号 に を 改 「第二条第九  $\emptyset$ 同 条 を第 項第二号」 八 条とす る に、 第二条第 六 項

改 8 同 条第三号中 び 第二号中 「第二条第 「第二条第六 \_ 項第三号」 項第 を 「第三条第一 号 を 「第二条第 項 第三号 九 項 12 第 改 め、 同

を第 七 第五条を第六条とし 第二条 カコ ら第四 「 条 ま でを 条ず 9 り 下

第一条の次に次の一条を加える。

(要配慮個人情報)

第二条 る。 を内容とす 例 る記述等 第二条第 本 項  $\mathcal{O}$ 人 規  $\mathcal{O}$ 則 病 等 歴 で 又 は 定 犯 8 罪 る  $\mathcal{O}$ 記 述等 経 歴 は 該 当 次 ヿするも に 掲 げ  $\mathcal{O}$ る を 事 除 項 <\_  $\mathcal{O}$ 11 ず لح れ す カン

一次に掲げる心身の機能の障害があること。

イ 上  $\mathcal{O}$ 身 障 体 障 害者福祉 法 (昭 和二十四年 法律第二百八十三号) 別 表 に げ る

- 口 知 的 障 害 者 福 祉 法 (昭 和 三十 五. 年 法 第三 +七 号) に レソ う 知 的 障
- ハ 号) 二条第二項に 精神 保 いう精神 健 及 規定す  $\mathcal{U}$ 障 精 害 神 障害者 る発達障害を含み、 (発達障害者支援 福 祉 12 関 す 法 る 法律 ロに (平成十 掲げ (昭 ·六年 るも 和二 のを除 ·法律第 十五 年 < 百六十七号) 法 律 第百 +
- 三号) 大臣 生活及び社会生活を 治 療方 が 定め 第 法 四条第一 る程 が 確立 度 項 で L 総合的  $\mathcal{O}$ て あ 政 V る 令で な Ł に 11  $\mathcal{O}$ 支援 定めるも 疾病その する ため 他  $\mathcal{O}$ に  $\mathcal{O}$ 特殊の よる障  $\mathcal{O}$ 法律 疾病 害 伞 「 の 程 であ 成十 度が 七 0 て 同 年 -法律 '障害者 項 0) <del>:</del>第 厚生労 省二十  $\mathcal{O}$ 日 常
- 師等  $\mathcal{O}$ 他の 本 に 検 査 対 11 同 て医師そ 号 に に お ょ 11 ŋ  $\mathcal{O}$ 行 7 他 わ 医 療 健 れ 康 た に 疾病の 診 関 断 連 等 す 予 る 防及 職 と 1 務 び う に 早 従 期 事 発見 す  $\mathcal{O}$ る者 結果  $\mathcal{O}$ 次次 ため 号  $\mathcal{O}$ に 健康診断 お V て「 医
- 健康 剤 本 診 行 断 対 等 わ れ  $\mathcal{O}$ たこと。 結果 7 医 師等 に基 づ に ょ き り 心 又 身 は  $\mathcal{O}$ 疾 状 病 態 負傷そ  $\mathcal{O}$ 改 善  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 他 た  $\emptyset$  $\mathcal{O}$ 心身  $\mathcal{O}$ 指 導  $\mathcal{O}$ 又 変 は 化 診 を 療 理 若 由 <
- 兀  $\mathcal{O}$ 本人 他  $\mathcal{O}$ を被 刑 事 事件 疑者又 に 関 は ける手 被告 人 · 続 が とし 行 て わ れ 逮 た 捕 こと。 搜索、 差 押 え、 勾 留、 公 訴  $\mathcal{O}$ 提 起 そ
- 五. 年 文は 本 保 を少 そ 0) 事 疑 年 件 法 に  $\mathcal{O}$ (昭 関 あ ける手 る者とし 和二十三年法 続 が て、 行 調 律第百六十八 わ れ 查、 た 観護の 号) 措置 第三条第 審 判 保 護 項 処 に 規定 分そ  $\mathcal{O}$ す 他 る 少

附則

この告示は、公布の日から施行する。